

損害賠償義務
誰が負うのか
明白なものです。この理屈は、老若男女の別なく当てはまります。

前回までは、利用者が従業員にセクハラをした場合に、事業者がどういった義務を負うのかという点についてお話ししました。今回は、従業員が利用者から暴力行為を受けた場合に、事業者はどういった義務や責任が生じるのかについてお話し

たとえば、従業員が業務中に、利用者の機嫌を損ねるなどして、顔を叩き殴られたとしましょう。その場合、殴られた従業員に対しては、誰が損害賠償義務を負うのでしょうか。

まず暴力は明らかな犯罪であり、やっつはけがないということが

従って、事業者も原則として、施設内で犯罪が起きることを前提にした安全配慮義務までは負っていません

介護施設を取り巻く 法律問題の今

利用者が職員に暴力・施設の責任は？

暴力行為が予見できたかが鍵

職場環境と会社の責任③

従業員を身を守る義務あり

ただ、例外がないわけではありません。たとえば、殴った利用者が精神疾患を抱えていて、以前から、暴力的な傾向を示していた等の事情がある場合、事業者は、その利用者が施設内で暴力沙汰のようなトラブルを起こすことを予測できた可能性があります。

そのような場合、当然事業者としても、従業員や他の利用者の身の安全を守るために、必要な措置(たとえば、その利用者を介助する際には、大柄な男性スタッフが複数で対応するとか、日頃から余

り仲の良い利用者ととの接点を少なくしたり2人きりにしないといった配慮をする等)をとることが要求されます。

従って、そういった措置もとらずに漫然と放置した結果、暴力沙汰が起きて怪我人が出た場合には、事業者も賠償義務を負うこととなります。

すなわち冒頭の事例だと、殴られた従業員に対して、事業者が損害賠償義務を負う場合もありうるわけです。特に従業員の立場から

すれば、一個人でお客様でもある利用者に請求するよりは、雇用主である事業者の方が請求しやすいという動機もありますので、事業者のリスクは一層深刻です。

従って事業者としては、日頃から暴力的な利用者がいる場合には、漫然と放置するのではなく、組織として必要なトラブル防止のためのルール作りを行うと共に、そのルールを全従業員で共有し、かつルール通りに実践することが必須です。



長谷川 桃

弁護士法人アヴァンセリー
ガルグループ執行役員
民事企業法務部部长

【プロフィール】
上智大学外国語学部ドイツ語学科卒業、東京弁護士会所属、日本司法支援センター相談員を務める。
離婚、相続等の家事一般(渉外事件等含む)や消費者問題合心民事訴訟一般が得意分野。